

緊急連絡先（新規・変更）届出書

年 月 日

水戸市長 様

氏名  
電話番号

緊急連絡先について、下記のとおり届け出ます。

住 宅 名	市営・特定市営	住宅	棟	号
入 居 者 名				

緊急連絡先	
ふ り が な 住 所	
ふ り が な 氏 名 ( 自 署 )	( 年 月 日 印 生 )
入居者との関係	
電 話 番 号	自宅 携帯
勤 務 先	住所 名称 (電話番号 )
変 更 事 項	住所 ・ 氏名 ・ 勤務先 ・ 電話番号 ※該当する事項を○で囲んでください。
変更内容を具体的に記入してください。	

【添付書類】

- 新規の場合 ・ 入居者の戸籍謄本 ・ 家系図 ・ 緊急連絡先の方の身分証明書の写し  
変更の場合 ・ 緊急連絡先の方の身分証明書の写し（住所、氏名の変更の場合）



緊急連絡先変更に係る誓約書

年 月 日

水戸市長 様

住 所

名義人氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項に規定する誓約書に緊急連絡先として記載した者が死亡、行方不明その他緊急連絡先としての機能を果たせなくなったときは、速やかにその旨を水戸市長に届け出ること。
- 2 前項に規定する事態が発生したときは、速やかに新たな緊急連絡先として入居決定者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）（市長が特に認めるときは、市長が適当と認める者）の連絡先を水戸市長に届け出ること。
- 3 前項に規定する届出をするときは、緊急連絡先である者との関係を証する書類を添付すること。

以上

入居住宅返還に係る同意書

年 月 日

水戸市長 様

住 所

名義人氏名

印

私は、下記の事項について同意します。

記

- 1 入居する住宅を返還するときは、住宅内の物品（家具、家電、食器類その他の生活用品）を全て搬出すること。
- 2 返還期日までに返還が完了しないときは、鍵の返還の有無にかかわらず水戸市が鍵を交換すること。
- 3 返還期日後に残置した物品については、その所有権を放棄し、水戸市が自由に処分することに異議を申し立てないこと。

以上